

〈はまぎん〉法人向けテレフォンバンキングサービス利用規定

〔平成22年 1月改定〕

第1条【サービスの内容】

(1) 利用可能なサービス

「〈はまぎん〉法人向けテレフォンバンキングサービス」(以下「本サービス」といいます)では、本サービスの利用者(以下「契約者」といいます)自らが占有・管理する株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)が指定した型式の電話機等(以下「電話機」といいます)を使用した依頼に基づき、入出金明細(すべての入金取引・出金取引)および振込入金明細(振込による入金取引)(以下総称して「取引明細」といいます)の取引照会サービスを利用できます。

(2) 対象預金科目

本サービスが利用できる預金科目は、普通預金・当座預金とします。ただし当行は、契約者に事前通知することなくこれを変更できることとします。

(3) 利用日・利用時間

- ① 本サービスの利用日・利用時間は、銀行窓口営業日の午前8時45分から午後9時までとします。ただし当行は、契約者に事前に通知することなくこれを変更できることとします。
- ② 当行の責によらない回線障害、回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの取り扱いを一時停止または中止することがあります。

(4) 照会可能(対象)期間

本サービスの照会可能(対象)期間は、当行が定める期間とします。

(5) 利用可能な電話機

本サービスが利用可能な電話機は、トーン信号が利用できるタイプの種類・機種とします。

なお、携帯電話、PHS、IP電話等、一般加入電話以外による本サービスの利用について、当行は保障いたしません。

第2条【契約者の意思確認】

(1) 利用申込書の提出、暗証番号の届け出

本サービスの利用にあたって、契約者は事前に「〈はまぎん〉法人向けテレフォンバンキングサービス利用申込書」(以下「利用申込書」といいます)により、本サービスを利用する契約者名義の預金口座(以下「契約口座」といいます)の預金店名(店番)・預金科目・口座番号(以下総称して「契約口座情報」といいます)および照会サービス暗証番号を当行に届け出ることとします(以下契約者があらかじめ届け出た照会サービス暗証番号を「届け出暗証番号」といいます)。

(2) 利用手続き

- ① 本サービスを利用するにあたって、契約者は、電話機を当行の定める方法および手順により操作することとします。
- ② 契約者は当行が指定した電話番号あてに電話をかけ、契約者が利用申込書により当行にあらかじめ届け出た契約口座情報(店番号・預金科目・口座番号)および届け出暗証番号を送信することとします。

(3) 契約者の取引意思確認

第2項第2号により契約口座情報および届け出暗証番号が送信(入力)された場合、当行は電話応対者を本サービスの真の契約者とみなし、取引明細を回答します。

(4) 届け出暗証番号の管理等

- ① 届け出暗証番号は、失念したり他人に知られたりしないよう、契約者の責任において厳重に管理

することとします。なお、当行職員がこの内容について契約者に照会することはありません。

- ② 万一、届け出暗証番号を失念したり、他人に知られたりした場合は、速やかに契約口座の取引店（以下「契約店」といいます）へ当行所定の書面により届け出ることとします。この届け出前に契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。
- ③ 届け出暗証番号を失念した場合、契約者は、契約店の店頭にて当行所定の書面を提出することにより変更することとします。

(5) サービスの取扱中止

契約者が届け出暗証番号と異なる暗証番号を当行所定の回数以上連続して送信（入力）した場合、当行は本サービスの取り扱いを中止します。この場合は、契約店にて、当行所定の書面により取扱中止解除の手続きを行なうこととします。

第3条【手数料等】

本サービスの手数料は無料とします。

第4条【届け出事項の変更等】

(1) 契約店への届け出

契約者は、届け出暗証番号・印章・名称・商号・代表者・住所・電話回線番号その他当行への届け出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の書面により契約店に届け出ることとします。この届け出の前に契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。なお、「契約口座」を変更する場合は、本サービスをいったん解約のうえ、あらためて申し込むこととします。

(2) みなし送達

前項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第5条【免責条項】

(1) 通信回線の故障等

電話機、通信機器、通信回線等の混雑・障害ならびに災害・事変、裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない理由により本サービスの取り扱いが遅延したり不能になったりした場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) 暗証番号等の不正使用による損害

本サービスの提供にあたり、当行が第2条第3項の規定に則って契約者とみなしたうえ回答した場合は、届け出暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 回答済み内容の変更・取消

取引内容に変更・修正があった場合は、当行はすでに回答した内容について、変更または取り消すことがあります。

第6条【解約】

(1) 当事者の都合による解約

本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。

(2) 書面による通知

前項の通知を当行が書面により行なう場合において、当行が契約者に対する解約の通知を届け出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に

到達したものとみなします。

(3) 長期間取引がない場合等の解約

契約口座について1年以上の期間にわたり取引がない場合、また届出事項の変更があったにもかかわらず第4条の規定に基づく変更の届け出がない場合は、当行は本サービスを解約することがあります。

(4) 即時解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に解約できます。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始、その他これらに類する法的整理手続開始の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
- ⑤ 利用申込書または本規定に基づく届け出事項について虚偽の事実が判明したとき
- ⑥ 契約者が本規定の各条項に違反したと当行が認めたとき

第7条【関係規定の適用・準用】

本規定に定めのない事項については、当行各種預金規定、振込規定により取り扱います。

第8条【規定の変更】

本規定に変更の必要がある場合には、次により取り扱います。

- ① 本規定を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに、当行のホームページに「変更する旨」と変更後の規定を掲載します。なお、書面による変更後の規定が必要な場合、契約者は当行の本支店あてに請求することとします。
- ② 本規定の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認したものとみなします。

第9条【有効期間】

本サービスの提供期間は申し込みの日から1年間とします。ただし、期間満了の2か月前までに契約者または当行が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第10条【サービス種類、内容の変更、廃止】

当行は、当行の都合により、本サービスのサービス内容、種類を変更できることとします。また相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止または廃止できることとします。この場合、契約者は当行に対し、いっさいの異議を申し立てないこととします。

第11条【権利譲渡・質入の禁止】

契約者は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を第三者に譲渡し、または質入することはできません。

第12条【合意管轄裁判所】

本サービスの利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以 上